

契約件名及び数量	茨木労働基準監督署エレベーター既存不適格解消工事
随意契約によることとした理由	<p>茨木労働基準監督署エレベーターの建築基準法施行令第129条の10第3項第1号及び第2号の既存不適格(平成22年4月以降、建築基準法第12条に基づく定期検査を行うエレベーターで、戸開走行保護装置等が設けられていないエレベーター)を解消するため、戸開走行保護装置(駆動装置及び制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合、又はかご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前に、かごが昇降した場合に、自動的にかごを制止する装置で、①2個の独立したブレーキ、②かごの移動を感知する装置、③通常の制御回路とは独立した制御回路の3要件をすべて満たし、国土交通大臣の認定を受けている装置)を設置することとなった。</p> <p>戸開走行保護装置については、エレベーターの製造業者が自社エレベーター向けの仕様で国土交通大臣の認定を取得していることから、製造業者以外の設置は不可能である。</p> <p>よって、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として、当該相手方と随意契約を行うこととしたい。</p>
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	障害者就職面接会開催に伴う会場借上
随意契約によることとした理由	会場要件を満たし、かつ競争参加資格を有するのが公共財団法人大阪産業局1者のみであり、一般競争入札を実施した場合、競争が成立しないこと、また、その準備期間中に開催予定日の空きが埋まる可能性があり、速やかに有利な価格による契約を締結する必要があることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	

契約件名及び数量	令和元年度「府政だより」への広告掲載業務委託(単価契約)
随意契約によることとした理由	本件については、府政だよりの発行元である大阪府が株式会社ホープと紙面作成の専属契約を締結しているため、府政だよりの掲載に関する契約の相手方が同業者に限られ、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	